

公開草案に対するコメントの概要及びそれらに対する対応

1. コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

- 実務対応報告公開草案第8号「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い(案)」
(平成15年1月15日公表)

2. コメント募集期間

- 平成15年1月15日～平成15年2月21日

3. 最終公表物の名称及び公表時期

- 実務対応報告第9号「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」
(平成15年3月13日公表)

4. コメント提出者一覧

[個人(敬称略)]

	名前・所属等(記載のあるもののみ)	
CL01	久保 英治	新日本監査法人
CL02	小須田 文明	株式会社 長谷工コーポレーション 経理部
CL03	酒井 弘行 奥村 始史	朝日監査法人

5. 主なコメントの概要とそれらに対する対応

- 以下は、主なコメントの概要と企業会計基準委員会のそれらに対する対応です。
- 以下のコメントの概要は主なものを記載していますが、以下に記載されていないコメントについても、企業会計基準委員会で分析を行っています。
- 以下のコメントの概要には、文章表現に関するものについては、記載していません。

論点の項目	論点の内容とコメントの概要	コメントへの対応
Q5 転換負債の当期純利益調整額	<p>(1) 転換負債の当期純利益の調整の目的は、転換されたならば行われたであろう配当(利益処分)との整合性をとるために行われるものであると解されるので、当期純利益調整額は株式の配当に相当する項目のみを限定的に調整すれば足り、各種手数料を考慮する必要はないと思われる。</p>	<p>分子となる当期純利益の調整の目的は、分母となる株式数を転換の仮定に基づき調整したことに伴って、普通株式に係る当期純利益に修正することである(会計基準第2項なお書き参照)。このため、本来、普通株式の配当に相当する項目のみならず、各種手数料の調整も必要となる。</p> <p>なお、通常、このような手数料は重要性の乏しいものが多いことから、そのような場合は、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上、考慮する必要はない旨を付け加えている(適用指針第25項(1)参照)。</p>
	<p>(2) EPSの計算があくまでも仮定計算である以上、一律に法定実効税率により算定した税額相当額を控除する方が数値の客観性が高まるのではないかと考える。</p>	<p>本来は、実際の税効果に基づく税金費用を考慮した方が望ましいが、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定が仮定に基づくものであることから、便宜的に法定実効税率により税額が控除されていると考えられる。便宜的な取扱いであることを踏まえれば、将来にわたり法人税等及び法人税等調整額の発生が見込まれないようなケース(例えば、繰延税金資産が計上されていないケース)まで、一律に法定実効税率による税額相当額の控除を強制することはできないものと思われ、公開草案どおりとする。</p>

<p>Q6 転換請求可能期間が未到来であるような転換株式の取扱い</p>	<p>転換価格がすでに決まっているケースで、転換請求可能期間中に転換価格の修正条項が付されている場合における転換仮定方式での転換価格の算定はどのように行うかについて、解説をお願いしたい。 また、転換請求可能期間及び転換価格の修正期間の到来後において、算定日である期首と転換価格の修正日が異なっている場合についても、どのような転換価格によるかの解説をお願いしたい。</p>	<p>転換請求可能期間未到来の場合について、当初転換価格が株価に依存せずすでに決まっているケースについては、当初転換価格によることを追加する。 また、当初転換価格が将来の株価により決まるため、期末までに決まっていないケースでは、算定条件に期首までの株価を織り込んで、当初転換価格を算定すると考えられるとしているが、これは転換仮定方式における時点の整合性を重視したものであることを付け加える。転換請求可能期間到来後についても同様に考えられるとして、期中に転換価格が修正されても、期首における転換価格を潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上、用いることを付け加える。</p>
<p>その他 1株当たり純資産額の算定について</p>	<p>商法における株主有限責任の原則をもとに欠損金が発生している場合の1株当たり純資産額の算定方法を定めるQ&Aを作成すべきである。</p>	<p>1株当たり純資産額の算定及び開示の目的が、普通株主に關する企業の財政状態を示すことにあることから、普通株式に關する期末の純資産額がマイナスの場合でも、その金額を期末の普通株式数で除した1株当たり金額をそのまま開示すべきであると考えられ、これに關するQ&Aを追加する。</p>